

に背かさらんことを要す。

一、宗義に據りて個人道徳を授く。

二、宗義を善用して國家觀念を養成す。

三、普通教育の初歩、即ち數の觀念、地理歴史、博物等の大要を授く。

政府は其教授法或は課目等の細目に干涉せずして、唯在來宗教上に於ける惡弊(即ち毒殺、姦通、強盜、及極端なる男尊女卑等)を禁遏し、大體を監督するを以て足れりとす。然るときは少額の補助金、或は獎勵金等を支出するに過ぎずして、無智なる彼等に教育の必要を知得せしめ、政府に對する義務心を養成し、一旦緩急あるの際、國家を保護するの臣民と化すべきなり。之に、最初より、孔孟の道徳、即ち儒教主義を注入せんとするは策の得たるものに非るなり。

又之が教導職たる僧侶には、適當の方を設けて、普通學を教授することは勿論なり。

次に各地方官をして、別に漢學塾を其治所に開かしめ、管下の哈薩克は百戸長以上、蒙古族は旗長以上の子弟を、義務として修學せしめ、他は希望者のみを募集し、之